

○＝必須 △＝該当する者

認定対象者区分		添付書類																		
		無職（無収入）証明書	所得証明書	給与等に関する証明書	確定申告書及び収支内訳書又は所得税青色申告決算書等（写）	事業所の廃業届の写	60才以上必ず添付 年金受給申立書	年金額がわかる書類 （源泉徴収票不可）	退職証明書又は 受給資格者証（通知）等（写） 又は離職票Ⅰ、Ⅱ（写）	確約書	学生証の写し又は在学証明書	25才以上の者 扶養しなければならぬ 状況がわかる申立書	60才以上必要なし 国民年金第3号被保険者関係届	組合員の所得証明書	夫婦共同扶養の場合 配偶者の所得証明書	（他の扶養義務者に係る書類） 扶養手当非支給証明書	（続柄・筆頭者記載のもの） 世帯全員の住民票	認定対象者と組合員の 続柄がわかる戸籍簿本	送金額わかる書類 仕送り額確約書	公費負担医療制度該当 （不該当）者届
配偶者	無収入者	○	○				△	△	△				○				○※1			△
	1年以内に退職した者	○	○		△※2	△	△	△	○	○		○					○※1			△
	収入がある者		○	○	△※2		△	△		△		○					○※1			△
	雇用保険受給終了により無収入	○	○				△	△	○				○				○※1			△
子 出生	手当有																○※3			△
	手当無																○※3			△
	配偶者認定中																○			△
子 その他 同居	配偶者認定していない												△	○	○		○			△
	～義務教育期間中						△	△					△	△※4	△※4		○			△
	義務教育期間後～在学中の者	△	△	△			△	△			○		△	△※4	△※4		○			△
	その他（無収入者）	○	○				△	△				○	△	△※4	△※4		○			△
	その他（1年以内に退職した者）	○	○		△※2	△	△	△	○	○		○	△	△※4	△※4		○			△
子 その他 別居	その他（収入がある者）		○	○	△※2		△	△		△		○	△	△※4	△※4		○			△
	～義務教育期間中						△	△					△	△※4	△※4		○	○		△
	義務教育期間後～在学中の者	△	△	△			△	△			○		△	△※4	△※4		○	○		△
	その他（無収入者）	○	○				△	△				○	△	△※4	△※4		○	○	○	△
	その他（1年以内に退職した者）	○	○		△※2	△	△	△	○	○		○	△	△※4	△※4		○	○	○	△
父母 同居	その他（収入がある者）		○	○	△※2		△	△		△		○	△	△※4	△※4		○	○	○	△
	無収入者（年金受給者含む）	○	○※5	△※5			△※5	△※5	△							△※6	○			△
	退職した者	○	○※5	△※5	△※2	△	△※5	△※5	○	○						△※6	○			△
	収入がある者		○※5	○※5	△※2		△※5	△※5		△						△※6	○			△
父母 別居	無収入者（年金受給者含む）	○	○※5	△※5			△※5	△※5	△								○	○	○	△
	退職した者	○	○※5	△※5	△※2	△	△※5	△※5	○	○							○	○	○	△
	収入がある者		○※5	○※5	△※2		△※5	△※5		△							○	○	○	△
その他	必要に応じた書類が必要です																			

※1 婚姻の場合は、住民票ではなく、婚姻日がわかるものがが必要です。

※2 事業所得者、株、投資信託等の収入がある場合は必要です。

※3 受理証明書、母子手帳の出生届出済証明の写でも可

※4 扶養手当が出ない場合で配偶者が認定されていない場合は必要です。（配偶者認定中の場合は不要です）

※5 父母等夫婦のうちどちらかを認定する場合、夫婦の合算所得で判定するため、夫婦の所得証明等（年金、事業所得等その他収入を証明する書類）が必要です。

※6 扶養手当が出ない場合は必要です。

※ 送金額のわかる書類とは振込領収書写、通帳の写、カード利用明細書写です。

※ 恒常的な収入がない者を認定する場合、所得証明書に収入金額が記載されているときは、その収入がなくなったことを証する書類を添付して下さい。

※ 認定を受けようとする者に複数の扶養義務者がいる場合は、それらの扶養義務者の所得証明書等（その他収入を証明する書類）が必要です。

※ 公費負担医療制度該当（不該当）者届は、市町村が実施する福祉医療制度（京都府内の乳幼児および子供等に対する医療費助成制度を除く）に該当、または不該当になった場合に提出してください。

※ **上記の書類のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがあります。**